

目黒区使い捨てプラスチック削減方針

目的

プラスチックは、軽くて丈夫で密閉性も高いため、私たちの生活に浸透している。一方で、多量の使用や不適切な廃棄により、廃棄物処理や海洋ごみ、地球温暖化等の国際的な環境問題を引き起こす原因となっており、SDGs（持続可能な開発のための 2030 アジェンダ）においてもその対応が求められているところである。

我が国では、第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）に基づき、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年 5 月）を策定し、その一環として、令和 2 年 7 月から「レジ袋有料化の義務付け」が実施された。また、東京都では、「プラスチック削減プログラム」（令和元年 12 月）を策定し、使い捨てを徹底的に見直してリユースを基調とした社会へ転換することなどを掲げている。

本区では、地球温暖化対策推進法第 21 条に基づく地方公共団体実行計画として平成 21 年に策定し、現在第 3 次計画として運用している「めぐろエコ・プランⅢ」において、『日常業務でのエコオフィス活動の推進』を施策に掲げ、『ごみの発生量の削減及びリサイクルの推進』及び『環境負荷の少ない商品の購入』等の取組を進めているところである。

こうした状況を踏まえ、区も一事業者として、率先して使い捨てプラスチックの削減に向けた取組を示し行動するとともに、区民・事業者・団体への更なる普及啓発を図ることを目的として、「目黒区使い捨てプラスチック削減方針」を定める。

取組内容

- 1 区職員等（※1）は、マイバック・マイボトルを積極的に利用する。
- 2 区有施設内において、プラスチックを廃棄する際に分別を徹底する。
- 3 区が主催するイベント及び会議等においては、ペットボトルによる飲料提供は行わないとともに、使い捨てプラスチック製品（※2）の使用を可能な限り削減する。
- 4 区有施設内の食堂・売店等においては、ペットボトルによる飲料提供及び使い捨てプラスチック製品の使用を可能な限り削減する。
- 5 区が作成・配布する啓発品等には、使い捨てプラスチック製品を原則使用しないこととする。
- 6 区民・事業者・団体へ、区の実施する取組を紹介するなど普及啓発を図る。

※1 区職員等は、常勤職員、再任用職員、会計年度任用職員及び区有施設において区の業務に従事する職員を対象とする。

※2 使い捨てプラスチック製品とは、一般的に一度だけ使用した後に廃棄されるプラスチック製のもので、例えば、プラスチック製ストローやスプーン、ビニール製レジ袋など。